

13. 介護等体験

1. 介護等体験とは？

義務教育段階の子どもたちに接する教員になろうとする者が、障害者やお年寄りに対する様々な援助の活動を通じて、人の心の痛みを理解し、人間一人ひとりが違った能力や個性を有しているということに目を開くことができるようになることをねらいとしている。

2. 介護等体験を行う人は？

中学校の教員免許状の取得を希望する者で、原則として3年次で行う。高校の教員免許を取得する場合は介護等体験は不要であるが、私立学校の場合は中高一貫教育の学校が多く中学校の免許を求められる場合もある。その点も考慮に入れておくこと。

また、下記に該当する者は、介護等体験が免除される。

(1) 中学校教諭免許状と特別支援学校教諭免許状を同時に申請する者

(2) 介護等に関する専門知識および技術を有する者

①保健師、助産師、看護師、准看護師、特別支援学校教員、理学療法士、作業療法士、義肢装具士の免許を受けている者

②社会福祉士、介護福祉士の資格を有している者

(3) 身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者

身体障害者手帳の障害程度が1級から6級の者

3. 介護等体験の内容は？

(1) どこで行われるのか？

社会福祉施設は介護等体験を行う施設の種別・地域について第2希望まで出すことができる。ただし、希望を出しても実現するかどうかは定かではない。具体的な受け入れ施設については配布資料を参照すること。

特別支援学校については、希望は聞き入れられない。社会福祉施設及び特別支援学校の割り当ての変更はできないので注意すること。

(2) いつ行われるのか？

社会福祉施設で5日間、特別支援学校で2日間となっている。社会福祉施設は場所と同じく時期については、希望を出すことができるが、特別支援学校については希望は出せない。誰がどの時期にどの施設に行くのかは、通知があり次第教育支援課教職担当にて掲示するので見落としがないようにすること。

4. 介護等体験に行く心構え

一般的には「障害者、高齢者に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」（法1条）とされている。実際には、施設利用者の話し相手や散歩の付き添い、掃除や洗濯などの補助的業務から、施設職員と同じ内容の介護・介助を行う場合まで、受け入れ施設の方針によって相当異なる。

下記法律の趣旨を十分理解し、次の点に注意すること。

介護等体験特例法第1条

この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳および社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性に鑑み、教員として資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校または中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるために、小学校および中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法の特例等を定めるものとする。

- (1) 介護等体験は、将来教員となる強い熱意を持った小学校および中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者のために設けられた制度であり、単に免許状を取得するためだけの手段ではない。障害者や高齢者と触れあうことで、その体験を通して理解を一層深め、知識を身につける機会となる。
- (2) 介護等体験にあたっては、日本国憲法および教育基本法に示されている教育の理念や目的を深く認識し、人権尊重の精神に徹して、障害者や高齢者と接するように心がけること。障害者や高齢者の健全な発達や日常活動を阻害するような言動などがないように注意すること。
- (3) 介護等体験中は、実施施設の方針に従い、目的を持って積極的に取り組むこと。
- (4) 実施施設の規則は必ず守ること。
- (5) 介護等体験中に知り得た障害者や高齢者の個人情報、漏らしたりすることのないように厳守すること。
- (6) 実施施設の長は必要により、健康状態に関する診断書の提出や細菌培養検査の実施を求めることがある。
また、介護等体験中は特に健康・安全に注意し、終始良好な体調の下で取り組めるように心がけること。

これらの点に著しく違反し、実施施設の正常な活動に支障を来すと当該施設の長が判断したときは、介護等体験の中止又は介護等体験の証明が行われないことがある。

5. 介護等体験に至るまでの過程

4月上旬 ガイダンスで概要説明・必要書類の配布



事務手続き

- ・介護等体験申込書（社会福祉施設・特別支援学校）提出
- ・体験費用10,000円持参



事前指導

「介護等体験の心構えと実際」



5～6月 介護等体験受け入れ施設・学校の決定（随時）

（提示に注意!!）



介護等体験開始（社会福祉施設・特別支援学校）



「介護等体験事後レポート」と「介護等体験事後調査票」を体験実習終了後1週間以内に提出。（A館3階教職実習準備室）

6. その他留意事項

- (1) 介護等体験に関して、個人で施設や学校に問い合わせたり、実施の依頼をすることはできない。必ず大学を通して行う。
- (2) 申し込みは年1回。年度途中からの実習希望は認められないので、今年度において中学校免許状申請を予定している者は必ず申し込むこと。
- (3) 体験（実習）先決定後の実習先変更はできない。
また、実施期日の決定後、やむを得ない事情によりその期日に介護体験を行うことができなくなった場合は、大学を通じ速やかに当該施設に連絡することになる。
- (4) 介護等体験により授業を欠席する場合は、必ず介護等体験前に「実習科目等に関する実習期間証明」により、科目担当教員に欠席に関する配慮依頼を行うこと。
- (5) 『介護等体験事前調査票』をガイダンス終了後に、『介護等体験事後レポート』と『介護等体験事後調査票』を福祉施設と特別支援学校の実習終了後1週間以内に提出すること。提出先はA館3階教職実習準備室、または田実研究室。
なお、ガイダンスの出欠と『事前調査票』、『事後調査票』、『事後レポート』の受け付け時に『介護等体験事前事後指導調査票』に確認印を押印する。
『介護等体験事前事後指導調査票』は、(6)の『介護等体験実施証明書』と併せて免許状申請時に提出すること。確認印がない場合は、免許状申請ができないので注意すること。
- (6) 介護等体験を終了したら、『介護等体験実施証明書』に受け入れ施設の長・学校長の証明をもらうこと。これは、免許状申請時に提出しなければならないので、それまで各自で保管すること（再発行はできない）。
- (7) 教育実習や障害児教育実習、介護等体験において知り得たこと、またはそれぞれの実習先に関係する内容（具体的な学校名や学校の評判、実習中の様子等）をtwitterやブログ等ネット上に書いたり投稿してはならない。
- (8) 不明な点はA館1階教育支援課窓口、または田実研究室まで問い合わせること。

【参考】

1) 社会福祉施設について

(1) 施設の主な目的

- 保護
- 生活支援
- 自立支援（授産）
- 治療・療育

(2) 施設措置の対象

- 保護を必要とする乳児，児童
- 生活支援を必要とする児童，母子家庭，高齢者及び障害者
- 自立にむけて職業教育や更生に必要な知識，技術及び訓練を必要とする主に障害者
- 家庭での養育が困難と思われる障害児

(3) 主な施設

- 保護施設…乳児院，児童養護施設，各障害別養護施設等
- 生活支援…老人施設，母子生活支援施設，救護施設等
- 自立支援…児童自立支援施設，各障害者更生及び授産施設，生活保護法による
- 治療・教育…各障害児に対する療育施設

(4) 利用形態

- 入園，入所
- 通園，通勤

2) 特別支援学校について

(1) 種類

平成19年4月1日から，従来特殊教育諸学校であった盲学校・聾学校・養護学校が名称を1本化し，特別支援学校となった。しばらくは，旧来の盲・聾・養護（知的障害，肢体不自由，病弱）の体制を残しつつ，名称は特別支援学校となる。

参考（旧学校教育法）

特殊教育諸学校

- 盲学校
- 聾学校
- 養護学校（知的障害，肢体不自由，病弱）

(2) 北海道で介護等体験ができる特別支援学校

知的障害と視覚障害（盲），聴覚障害（聾）を対象としている特別支援学校

(3) 対象となる児童・生徒

- 視覚に障害のある児童・生徒
- 聴覚に障害のある児童・生徒
- 知的障害のある児童・生徒
- 肢体の運動障害のある児童・生徒
- 病気等により長期の医療や生活規制の必要な児童・生徒